

【国際業務】標準報酬額表

西暦 2012 年 7 月 9 日改定(Ver.06)
西暦 2003 年 3 月 4 日制定(Ver.01)
樋口国際法務事務所
行政書士 樋口龍司
(神行)第 06-68 号

(別途消費税)

業務種別		標準報酬額
在留資格変更の場合	在留資格変更許可申請 <投資・経営>	250,000円 (着手金5万円)
	在留資格変更許可申請 <技術、人文知識国際業務、技能、日本人の配偶者等、定住者(告示定住のみ)、永住者の配偶者等>	160,000円
	在留資格変更許可申請 <家族滞在>	80,000円
	在留資格変更許可申請 <家族滞在> 他の在留申請とセットでご依頼の場合	35,000円
	在留資格変更許可申請 <定住者(告示外定住)>	200,000円
	永住許可申請	160,000円
	在留期間更新の場合	在留期間更新許可申請 <投資・経営>
在留期間更新許可申請 <技術、技能、人文知識国際業務、日本人の配偶者等、定住者(告示定住のみ)、企業内転勤、永住者の配偶者等>		55,000円
在留期間更新許可申請 <家族滞在>		40,000円
在留期間更新許可申請 <家族滞在> 他の在留申請とセットでご依頼の場合		25,000円
新規入国の場合	在留資格認定証明書交付申請 <投資・経営>	250,000円 (着手金5万円)
	在留資格認定証明書交付申請 <技術、人文知識国際業務、技能、日本人の配偶者等、定住者(告示定住のみ)、企業内転勤、永住者の配偶者等>	160,000円
	在留資格認定証明書交付申請 <家族滞在>	80,000円
	在留資格認定証明書交付申請 <家族滞在> 他の在留申請とセットでご依頼の場合	35,000円
	在留資格認定証明書交付申請 上陸特別許可手続 <日本人の配偶者等>	300,000円
	在留資格認定証明書交付申請 上陸特別許可手続 <日本人の配偶者等以外の場合>	(別途提示)
	ビザコンサルティング顧問契約 サービス内容は、お客様のご要望に合わせて別途協議の上、決めさせていただきます。	(別途提示)
オプション	在留期間更新許可申請 <技術、人文知識国際業務、技能> 転職扱いとなる場合の加算額	35,000円
	必要性訴求コンサルティング 事業計画書・嘆願書・陳述書等を追加で添付することで必要性を訴求致します。	25,000円～
	事業計画書の作成	25,000円～
	特急対応 標準処理期間(概ね5営業日)以内で、ご依頼から申請書提出までを特急対応する場合の加算額	30,000円～
	入国管理局への同行(大阪入国管理局、神戸支局、京都出張所)	30,000円
	3年許可取得加算額	30,000円
	5年許可取得加算額	50,000円
	申請人が経営する会社設立手続(在留資格との関係を考慮したコンサルティングサービスを含む)	100,000円

(別途消費税)

業務種別		標準報酬額
その他	申請書チェックと改善項目のアドバイス	20,000円
	再入国許可申請 (単独依頼の場合)	25,000円
	再入国許可申請 (同時申請で、同時許可証印受領の場合)	10,000円
	資格外活動許可申請	25,000円
	就労資格証明書交付申請 本申請のみの場合	40,000円
	就労資格証明書交付申請 転職のための手続を含み、職種が変わらない場合	80,000円
	就労資格証明書交付申請 転職のための手続を含み、職種が変わる場合(変更申請となる)	160,000円
	オーバーステイ国際結婚 婚姻手続	50,000円
	オーバーステイ国際結婚 在留特別許可手続	230,000円
	在留特別許可手続 (オーバーステイ国際結婚以外の場合)	(別途提示)
	帰化許可申請	160,000円
	相談料 30分 (但し、相談内容及び難易度により増減) 注4参照	3,000円
	相談料 60分 (但し、相談内容及び難易度により増減) 注4参照	5,000円
	相談料 120分 (但し、相談内容及び難易度により増減) 注4参照	10,000円
	日当 <2時間>	20,000円
	日当 <4時間>	30,000円
	日当 <6時間>	35,000円
日当 <8時間>	40,000円	
移動交通費	(実費請求)	

注1. 表に明記の標準報酬額は、申請人1人あたりの金額です。家族単位での申請や、同一勤務先の場合の一括申請においては、減額させていただきます。

注2. 標準報酬額には、行政手数料(入国管理局、市役所、公証役場などへ納付する手数料)や翻訳料などの料金は含まれておりません。

注3. 受任業務開始時に着手金を申し受けます。また、申請が受理された時に残金をお支払い頂いております。(成功報酬制)

注4. 相談料は、相談のみで受任に至らなかった場合に申し受けます。また、相談内容により、初回のみ無料となる場合があります。但し、最初のご相談で解決に向けた方向性に対するアドバイスの場合は、原則無料で対応させていただきます。

注5. 申請の可否は、法務大臣によって判断されます。よって、弊事務所が許可の保証をすることはできませんので、あらかじめご承知お願います。

注6. 受任業務の難易度や、依頼者の書類準備状況などの諸般の事情により、報酬額は増減致します。

注7. 不許可案件の再申請につきましては、別途、追加報酬額を承ります。

注8. 就労系ビザの申請においてカテゴリ1,2に該当される場合は、別途御相談下さい。

事務所名	樋口国際法務事務所 / 樋口行政書士事務所
代表者名	樋口龍司(大阪入国管理局届出行政書士) 日本行政書士会連合会 登録番号 第03300610号 兵庫県行政書士会 会員番号 第3819号 申請取次者 承認番号 (神行)第06-68号
所在地	兵庫県西宮市学文殿町1-8-23-201
連絡先	TEL (0798)20-2055 FAX (0798)20-2054